

民法（債権関係）の改正に関する要綱案の取りまとめに向けた検討（18）

目次

第1	民法総則（時効を除く。）の規定の改正に関する経過措置	1
第2	時効の規定の改正に関する経過措置	1
第3	債権総則の規定の改正に関する経過措置	2
第4	契約総則・各則の規定の改正に関する経過措置	4

民法（債権関係）の改正における経過措置に関して、現段階で検討中の基本的な方針及び経過措置案の骨子は、概ね以下のとおりである（定型約款に関するものを除く。）。

第1 民法総則（時効を除く。）の規定の改正に関する経過措置

民法総則（時効を除く。）における改正後の規定（部会資料84-1第1から第6まで）については、基本的には、施行日以後に法律行為や意思表示がされた場合について適用し、施行日前に法律行為や意思表示がされた場合についてはなお従前の例によることとする考え方があり得る。

一般に、取引の当事者等は、法律行為や意思表示をした時点において通用している法令の規定がその法律行為や意思表示について適用されると考えるのが通常であるため、改正法の施行日前に法律行為や意思表示がされた場合についてまで改正後の民法の規定を適用（遡及適用）すると、当該法律行為等に対して法令が適用された結果形成される権利関係等についての当事者の予測を害する結果となること等によるものである。

もっとも、代理に関する規定（部会資料84-1第4）については、施行日以後に代理行為がされた場合ではなく、基本的には、施行日以後に代理権の授与がされた場合について改正後の民法の規定を適用し、施行日前に代理権の授与がされた場合についてはなお従前の例によることとする考え方があり得る。代理権を授与した本人又はこれを授与された代理人にとっての予測可能性を重視すべきであること等によるものである。代理行為の相手方の予測可能性も問題となり得るが、代理行為の相手方は代理権の授与が施行日前にされたか施行日以後にされたかを知り得る立場にあること等を考慮すると、本人側の予測可能性を重視するのが相当であると考えられる。

また、同様の観点から、瑕疵ある意思表示を前提として第三者が新たに法律関係を形成した場合の規定（部会資料84-1第3の1(2)、2(4)、3(3)参照）等についても同様に処理する（瑕疵ある意思表示がされたのが施行日前であったかどうかで適用関係を切り分ける）こととする考え方があり得る。

第2 時効の規定の改正に関する経過措置

1 消滅時効の期間及び起算点に関する規定について

改正後の民法の時効に関する規定（部会資料84-1第7）のうち、消滅時効の期間及び起算点に関する規定（第7の1から5まで）については、基本的には、施行日以後に債権が生じた場合（停止条件付法律行為又は効力始期付法律行為により債権が生じた場合にあつては、施行日以後にこれらの法律行為がされた場合。以下同じ。）について適用し、施行日前に債権が生じた場合についてはなお従前の例によることとす

る考え方があり得る。施行日前に債権が生じた場合について改正後の民法の規定を適用すると、当事者（債権者及び債務者）の予測可能性を害し、多数の債権を有する債権者にとって債権管理上の支障を生ずるおそれもあること等によるものである。

もっとも、第7の4の規定（民法第724条参照）に関しては、施行日前に不法行為による損害賠償請求権が生じた場合であっても施行日においてその損害賠償請求権に関する現行民法第724条後段の20年の期間が経過していないときは、改正後の民法の規定（20年の期間制限が消滅時効である旨を明示する規定）を適用することとする考え方があり得る。

また、第7の5(1)の規定（生命・身体の侵害による損害賠償請求権の消滅時効）に関しても、施行日前に不法行為による損害賠償請求権が生じた場合であっても施行日においてその損害賠償請求権に関する現行民法第724条前段の3年の期間が経過していないときは、改正後の民法の規定（3年の期間を5年に改める規定）を適用することとする考え方があり得る。

これらの経過措置は、不法行為による損害賠償請求権が契約関係にない者による権利又は利益の違法な侵害によって生ずる債権であるというその債権の特殊性を考慮したものであり、不法行為の加害者としては、施行日前に不法行為による損害賠償債務が生じた場合についてはその時点において通用している法令の規定（現行民法第724条）が適用されると考えるのが通常であるが、そのような期待は一般の債権ほどに保護の必要性が高いとはいえず、不法行為の被害者の保護を優先させる必要があることを根拠とする。ただし、施行日前に現行民法第724条の期間が既に経過している場合についてまで改正後の民法の規定を適用すると、法律関係の安定を著しく害する結果となることから、施行日において現行民法第724条の期間が経過していない場合に限って適用するのが合理的であると考えられること等によるものである。

2 時効の更新又は完成猶予に関する規定について

改正後の民法の時効に関する規定（部会資料84-1第7）のうち、時効の更新又は完成猶予に関する規定（第7の6）については、基本的には、施行日以後に更新又は完成猶予の事由が生じた場合（例えば施行日以後に訴えが提起された場合や権利についての協議を行う旨の合意がされた場合）について適用し、施行日前に時効の更新又は完成猶予（中断又は停止）の事由が生じた場合についてはなお従前の例によることとする考え方があり得る。施行日前に時効の更新又は完成猶予（中断又は停止）の事由が生じた場合について改正後の民法の規定を適用すると、当事者の予測可能性を害する結果となること等によるものである。

第3 債権総則の規定の改正に関する経過措置

1 債権総則における改正後の規定（部会資料84-1第8から第11まで、第14か

ら第21まで、第23から第25まで)については、基本的には、施行日以後に債権が生じた場合について適用し、施行日前に債権が生じた場合についてはなお従前の例によることとする考え方があり得る。施行日前に債権が生じた場合について改正後の民法の規定を適用すると、当事者(債権者及び債務者)の予測可能性を害する結果となること等によるものである。

例えば、法定利率に関する規定(部会資料84-1第9)のうち、利息及び遅延損害金に関する規定(第9の1及び2)については、利息又は遅延損害金を生ずべき債権が施行日以後に生じた場合について改正後の民法の規定を適用し、施行日前にこれらの債権が生じた場合についてはなお従前の例によることとする考え方があり得る。また、中間利息控除に関する規定(第9の3)についても、将来において取得すべき利益又は負担すべき費用についての損害賠償請求権が施行日以後に生じた場合について改正後の民法の規定を適用し、施行日前にその損害賠償請求権が生じた場合についてはなお従前の例によることとする考え方があり得る。

- 2 もっとも、詐害行為取消権に関する規定(部会資料84-1第16)については、施行日以後に詐害行為がされた場合について改正後の民法の規定を適用し、施行日前に詐害行為がされた場合についてはなお従前の例によることとする考え方があり得る。

取消債権者の予測可能性という観点からは、施行日以後に被保全債権が生じた場合におけるその取消債権者による取消請求について改正後の民法の規定を適用することが考えられるし、転得者の予測可能性という観点からは、施行日以後に転得行為がされた場合におけるその転得者に対する取消請求について改正後の民法の規定を適用することが考えられるが、取消債権者や転得者が複数存在する場合に取消債権者又は転得者ごとに改正後の民法の規定が適用されたりされなかったりすると、債務者及び受益者の予測可能性を著しく害する結果となるし、取消請求の対象である詐害行為がされた時点を基準として改正後の民法の規定の適用の有無を画すれば、規律は簡明となること等によるものである。

これと同様の観点から、債権者代位権に関する規定(部会資料84-1第15)についても、施行日以後に被代位権利が生じた場合について改正後の民法の規定を適用し、施行日前に被代位権利が生じた場合についてはなお従前の例によることとする考え方があり得る。

- 3 また、債権譲渡に関する規定(部会資料84-1第19)のうち、譲渡制限の意思表示に関する規定(第19の1、4(1)ウ及び4(2)ウ)については、施行日以後に譲渡制限の意思表示がされた場合について改正後の民法の規定を適用し、施行日前に譲渡制限の意思表示(譲渡禁止特約)がされた場合についてはなお従前の例によることとする考え方があり得る。

他方、将来債権譲渡、債権譲渡の対抗要件及び債権譲渡と債務者の抗弁に関する規定(第19の2から4まで。4(1)ウ及び4(2)ウを除く。)については、施行日以後に

債権譲渡（将来債権譲渡を含む。以下同じ。）に係る法律行為がされた場合について改正後の民法の規定を適用し、施行日前に債権譲渡に係る法律行為がされた場合についてはなお従前の例によることとする考え方があり得る。

- 4 さらに、相殺に関する規定（部会資料84-1第24）のうち、不法行為債権等を受働債権とする相殺の禁止に関する規定（第24の2）については、施行日以後に不法行為債権等が生じた場合について改正後の民法の規定を適用し、施行日前に不法行為債権等が生じた場合についてはなお従前の例によることとする考え方があり得る。施行日前に不法行為等債権が生じた場合について改正後の民法の規定を適用すると、当事者（特に不法行為等の被害者）の予測可能性を害する結果となること等によるものである。

また、支払の差止めを受けた債権を受働債権とする相殺の禁止に関する規定（第24の3）については、施行日以後の原因に基づいて自働債権が生じた場合について改正後の民法の規定を適用し、施行日前の原因に基づいて自働債権が生じた場合についてはなお従前の例によることとする考え方があり得る。自働債権の原因が生じた時点で相殺の期待が生ずるという基本的な考え方を踏まえ、法令の適用についても同様の基準を採用するのが合理的であると考えられること等によるものである。

第4 契約総則・各則の規定の改正に関する経過措置

改正後の民法の契約に関する規定（部会資料84-1第12、第13、第22、第26、第27、第29から第39まで）については、基本的には、施行日以後に契約が締結された場合について適用し、施行日前に契約が締結された場合についてはなお従前の例によることとする考え方があり得る。契約の当事者は契約を締結した時点において通用している法令の規定が適用されると考えるのが通常であるため、施行日前に契約が締結された場合について改正後の民法の規定を適用すると、当事者の予測可能性を害する結果となること等によるものである。

もっとも、賃貸借に関する規定（部会資料84-1第33）のうち、賃貸借の更新に関する規定（第33の3(2)）については、施行日前に賃貸借契約が締結された場合であっても、施行日以後にその賃貸借契約の更新の合意がされるときは、改正後の民法の規定を適用することとする考え方があり得る。賃貸借契約の更新は契約の当事者の合意により行われるものであるため、更新後の賃貸期間の上限を20年から50年に改める旨の改正後の民法の規定を施行日前に契約が締結された場合について適用しても、契約の当事者の予測可能性を害することにはならないこと等を根拠とする。ただし、施行日前に締結された契約につき、施行日前に更新の合意がされた場合についてまで改正後の民法の規定を適用する必要はない（施行日前に20年を超える賃貸期間の更新の合意がされた場合にその更新の合意のとおり効力を認める必要はない）

ことから、施行日以後に賃貸借契約の更新の合意がされる場合に限るのが合理的であると考えられること等によるものである。

また、不動産の賃借人による妨害排除等請求権に関する規定（第33の6）については、施行日前に不動産の賃貸借契約が締結された場合であっても、施行日以後にその不動産の占有を第三者が妨害し、又はその不動産を第三者が占有しているときは、改正後の民法の規定を適用することとする考え方があり得る。契約の当事者ではない第三者に対する妨害排除等請求権を認める旨の改正後の民法の規定を施行日前に契約が締結された場合について適用しても、契約の当事者の予測可能性を害することにはならないこと等によるものである。